

令和 8 年度都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 30 日 8 デ推推第 197 号

(通則)

第 1 条 都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業（以下「本事業」という。）における補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本事業は、都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業実施要綱（令和 8 年 6 月 30 日付 8 デ推推第 196 号、以下「実施要綱」という。）に基づき、ドローンを活用した物流サービスの社会実装を目指すコンソーシアムによる取組に要する経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、都市部における実運用を見据えたドローン物流サービスの実装を促進し、将来的な社会実装につなげていくことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱の用語の例による。

(補助金の交付対象)

第 4 条 本事業は、実施要綱第 6 条に基づき都が採択した事業計画（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、コンソーシアムに交付するものとする。

2 補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）を補助金の交付対象とする。

- (1) 離着陸地点及び飛行困難箇所を除き、レベル 4 の飛行を見据えたレベル 3.5 の飛行をするためのドローン物流サービスの社会実装に向けた調査、検討及び実証に要する経費
- (2) デジタルツイン技術等を活用した飛行ルートの机上検討及び検証に要する経費
- (3) 飛行ルートの開拓、実証飛行の実施、ドローン物流のビジネス化に係る関係者調整、安全性検討、成果整理等に要する経費
- (4) その他知事が認めた経費

3 補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度の末日までの期間とし、当該期間内に開始し、かつ完了した事業を補助対象とする。

4 他の補助金を一部財源とする事業は、原則として補助対象としない。

5 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 飲食代と認められるもの

- (2) 不動産取得に関する経費
- (3) 委託契約において、委託先の資産になるもの
- (4) 仕様書、見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類に不備があるもの
- (5) 本事業以外の補助事業と混合して支払が行われており、補助対象経費が区分できないものの
- (6) 契約から支払までの一連の手続が補助対象期間内に行われていないもの
- (7) 消費税
- (8) 事業の継続が困難だと判明した以降に使用を予定していた経費
- (9) その他知事が補助対象経費と認めない経費

(暴力団等の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がいないこと。

(補助金の額)

第6条 都がコンソーシアムに交付する補助金の額は、令和8年度は3,000万円、令和9年度は5,000万円を上限とし、年度ごとに精算する。

- 2 前項による補助金の額は、次条に規定する補助金交付申請書（様式第1）における経費明細書中の経費区分ごとに算出した額の合計額をいい、事業の経費区分ごとに算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 コンソーシアムは、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）に、必要な書類を添えて、都に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 都は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3）によりコンソーシアムに通知するものとする。

- 2 都は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第9条 コンソーシアムは、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の変更の承認)

第10条 コンソーシアムは、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変更申請書(様式第4)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による承認を要する補助事業の変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき

(2) 事業の一部を中止しようとするとき

3 都は、第1項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

4 都は、第1項の申請について審査し、承認する場合にはその旨及び前項に規定する条件を、不承認とする場合にはその旨を、補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5)によりコンソーシアムに通知するものとする。

(補助事業の中止の承認)

第11条 コンソーシアムは、交付決定を受けた補助事業を中止しようとする場合は、補助金中止申請書(様式第6)をあらかじめ都に提出し、その承認を受けなければならない。

2 都は、前項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

3 都は、第1項の申請について審査し、承認する場合にはその旨及び前項に規定する条件を、不承認とする場合にはその旨を、補助金中止承認(不承認)通知書(様式第7)によりコンソーシアムに通知するものとする。

(状況報告)

第12条 コンソーシアムは、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業等遂行状況報告書(様式第8)を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第13条 知事は、コンソーシアムが提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、コンソーシアムに対し、当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 コンソーシアムが前項の命令に違反したときは、知事は、コンソーシアムに対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 コンソーシアムは、補助事業が完了したとき（第 11 条に規定する補助事業の中止の承認を受けた場合も含む。）又は第 4 条第 3 項に規定する補助対象期間が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業実績報告書（様式第 9）を都に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式第 10）によりコンソーシアムに通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、事業の経費区分ごとに第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により算出する額の合計額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

3 飛行実証が実施できなかった場合は、飛行実証の実施が困難であると判明した日までの経費を補助金の額とする。なお、細部は別途定める。

(補助金の支払等)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。補助金の支払を受けようとするときは、コンソーシアムは補助金請求書（様式第 11）を都に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、第 15 条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、コンソーシアムに対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項によりコンソーシアムが必要な措置をした場合には、第 14 条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、コンソーシアムが次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき

(4) コンソーシアムの責めに帰すべき理由により承認計画の中止又は大幅な変更をしたとき

(5) 飛行実証が年度内に実施できないと確定したとき

(6) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従

業者若しくは構成員を含む。) が、暴力団員等に該当することが判明したとき

- 2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既にコンソーシアムに補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 知事は、第 15 条の規定によりコンソーシアムに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第 20 条 第 18 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、コンソーシアムが補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）をコンソーシアムに納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、コンソーシアムが定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、コンソーシアムの納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 コンソーシアムは、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を

整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

- 2 コンソーシアムは、補助対象期間において、補助事業を通じて得られた収益を同事業の拡大に寄与する用途において活用を図らなければならない。
- 3 コンソーシアムは、都が求める場合には第 1 項で定める証拠書類を提示しなければならない。

(その他)

第 24 条 補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則 (令和 8 年 6 月 30 日付 8 デ推推第 197 号)

この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。